



法定外福利厚生

第26条 食事補助費用

法人が委託または契約する食事提供先の半額を法人が負担する制度です。



- 1 勤務において食事負担上限 **300 円** (税別)
- 1 カ月の食事代負担上限 **3,300 円** (税別)

現在法人が契約する食事提供先は（株）日清医療食品となっていますので上記による提供食が対象となります。職員食を職員が利用した場合法人が半額負担いたしますので利用した場合には総務課まで申請してください。

今後は地域の飲食店とのタイアップを進め出前や地域飲食店での食事費用負担も検討中です。

その他福利厚生及び法定外福利厚生制度もぜひ活用してください。

<http://www.fukuikai.com/>

福医会

検索



社会福祉法人福医会



職員法定外福利厚生規定
(食事補助費用)

【第26条】

法人が委託するまたは契約する食事提供先の職員食に関してその食事代の半額を法人が負担する。ただし、1勤務においての食事代負担上限は300円(税別)とし、1か月の食事代負担上限を3,300円(税別)とする。

平成30年3月16日施行



総務課

問い合わせ

西海市大島町 1876-59

0959-34-2288

総務課 矢野・小宮・岩田